

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」の策定について

1 計画の概要

(1)計画の性格

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」)
に基づく視覚障害者等の読書環境の整備に関する計画(努力義務)

「読書バリアフリー法」

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

(基本計画…国が令和2年7月に策定した「読書バリアフリー基本計画」)

(2)計画期間

令和4年度からおおむね5年間で予定

2 「読書バリアフリー法」において地方公共団体に求められている施策

(1)視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(9条関係)

例) 公立図書館や点字図書館におけるアクセシブルな書籍(音声読み上げ対応の電子書籍、DAISY図書[※]、オーディオブック等)の充実

例) 視覚障害等のある児童生徒・学生が在籍する学校の読書環境の保障

(2)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(10条関係)

例) サピエ図書館[※]のサービスの周知

(3)特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条関係)

例) 特定書籍・特定電子書籍等(著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等)の製作ノウハウの共有等による製作の効率化

(4)端末機器等・これに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援(14条関係・15条関係)

例) 点字図書館等と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等支援

(5)製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条関係)

例) 司書、司書教諭・学校司書等の資質向上に資する研修等の実施

例) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

※DAISY図書、サピエ図書館の説明は参考資料2(5-6頁)参照

3 策定スケジュール（予定）

令和3年	5月	常任委員会(策定概要説明)
	6～8月	検討懇話会
	10月	常任委員会(計画骨子案)
	10～11月	検討懇話会
	12月	常任委員会(計画原案)
令和4年	1月	県民政策コメント
	3月	常任委員会(県民政策コメントおよび最終案報告)
	3月	教育委員会(計画付議)

計画策定・公表

適時、市町や関係者等に意見照会しながら策定する。

4 検討懇話会委員構成（予定）

検討懇話会は、学識経験者（図書館、障害福祉）、図書館（公共図書館、点字図書館）、特別支援学校（盲学校、養護学校）、当事者団体（視覚障害、盲ろう障害、身体障害、発達障害、知的障害）等、15名以内の委員により構成する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法) 概要

目的 (1条)

視覚障害者等 (=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者) の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念 (3条)

- ・アクセシブルな電子書籍等 (デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等) が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍 (点字図書・拡大図書等) が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務 (4条・5条)

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策 (9条~17条)

- | | |
|--|--|
| <p>①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等 (9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実 ・円滑な利用のための支援の充実 ・点字図書館における取組の促進 など <p>②インターネットを利用したサービス提供体制の強化 (10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク (サピエ図書館を想定) の運営への支援 ・関係者間の連携強化 など <p>③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援 (11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援 ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法 37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等 ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など | <p>④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等 (12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進 ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供 ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など <p>⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備 (13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 など <p>⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援 (14条)</p> <p>⑦情報通信技術の習得支援 (15条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会・巡回指導の実施の推進 など <p>⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等 (16条)</p> <p>⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等 (17条)</p> |
|--|--|

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化 (7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務 (8条)

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け (6条)

協議の場等 (18条)

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】

(読書バリアフリー基本計画)

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

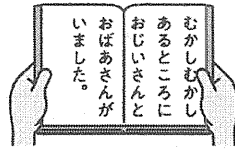
8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

図書館で利用できるさまざまな本

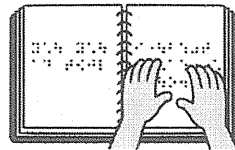
大活字本

目の見えにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれています。



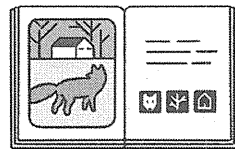
点字図書

点字に翻訳（点訳）された本です。点を使って図や絵を表したものを「点図」といいます。点字と点図を透明なシートに打って、絵本に貼った「点訳絵本」もあります。



LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けています。



布の絵本・さわる絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっています。ボタンをとめたり、ひもを通す仕掛けがあり、楽しみながら読むことができます。



DAISY^{※2}

※2 「Digital Accessible Information System」(アクセシブルな情報システム)の略称です。

デジタル録音図書の国際標準規格です。

目次から、読みたい見出しやページに移動することができます。

音声DAISY

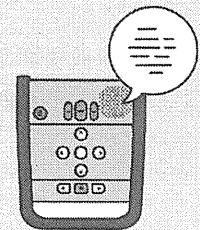
図書や雑誌の内容を録音して音声にしたものです。

図や写真の説明も入っています。

目次やページ情報が収録されているので、

本をめくるように読むことができます。

音声の速さも変えることができます。



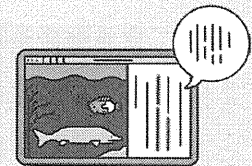
マルチメディアDAISY

文字や画像をハイライトしながら、

その部分の音声と一緒に読むことができます。

パソコンやタブレットなどを使って再生します。

文字の大きさや背景の色も変えることができます。



電子書籍

目の見えにくい方などに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えることができます。

内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えています。

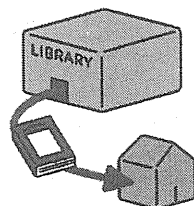
図書館で利用できるサービス

公立図書館

貸出・郵送サービス

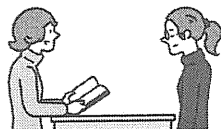
さまざまな種類の本の貸出を行っています。

点字・録音図書や雑誌は、一部の障害者に無料で郵送できます。本を自宅に郵送してくれる図書館もあります。



対面朗読サービス

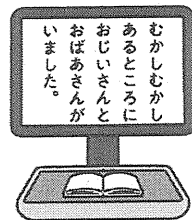
図書館の本や持参した本を、朗読者が直接読み上げます。短いものは電話で対応してくれる図書館もあります。



機器の利用

読書を支援する機器を利用できる図書館もあります。機器の使い方も教えてくれます。

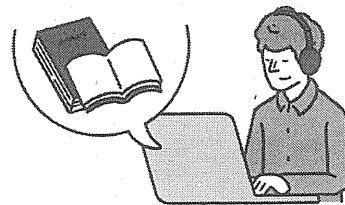
- 文字を拡大して表示する「拡大読書器」
- 音声DAISYなどを再生するための「DAISY再生機」



点字図書館

図書や雑誌の録音・点訳・貸出を中心に、目の見えにくい方に向けた相談も受け付けています。福祉サービスや施設の紹介、視覚障害者用機器の使用法の説明などです。蔵書にない印刷物の録音・点訳、対面朗読サービス、点訳・音訳をする人の養成も行っています。

インターネットによるサービス



目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方が、無料で利用できるサービスです。

サピエ図書館

sapie.or.jp/

☎06-6441-1078



インターネット上の電子図書館です。30万タイトル以上の録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、読んだり聴いたりできます。録音・点字図書の貸出を依頼することもできます。国立国会図書館（視覚障害者等用データ送信サービス）のデータも、一部を除いてサピエ図書館で利用できます。

利用方法

- 利用には申し込み手続きが必要です
- サピエ図書館に登録している図書館で利用することもできます
- お近くの点字図書館・公共図書館か、サピエ事務局へお問い合わせください

国立国会図書館

[ndl.go.jp/jp/
support/send.html](http://ndl.go.jp/jp/support/send.html)

☎0774-98-1458



視覚障害者等用データ送信サービス

国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約3万点のDAISY・テキストデータ・点字データなどを、インターネット経由で利用できます。